

日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱

平成25年8月12日
農業委員会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく転用許可を要しない農地の現状変更の指導に関し必要な事項を定めるとともに、村内における優良な農地の確保及び周辺農地等と調整を図り、良好な維持管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現状変更 農地の形状変更又は用途変更をいう。
- (2) 形状変更 農地を耕土又は土砂により盛土し、又は切土することをいう。
- (3) 用途変更 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に規定する2アール未満の農地の転用をいう。
- (4) 耕土 耕作に適する土で廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項から第4項までに規定する一般廃棄物、特別管理廃棄物及び産業廃棄物をいう。）が混入していない土をいう。
- (5) 土砂 耕土の下層部分の盛土に供するもので、前号に規定する廃棄物が混入していない土をいう。
- (6) 事業主体 現状変更に係る農地の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人のうち、当該農地について、現に耕作を行っている者）をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、前条に規定する現状変更に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体等が行う公共公益事業に係るもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。ただし、当該行為後は原状復旧することを原則とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要ないと認めたもの

(事業主体の責務)

第4条 事業主体は、現状変更に係る工事を実施するに当たっては、法第2条の2の規定に基づき、農地の適正かつ効率的な利用を確保するとともに、次に掲げる事項を遵守することにより、近傍の土地、住民生活若しくは産業活動に与える被害又は災害を防止し、周辺環境の保全に努めるものとする。

- (1) 盛土による形状変更及び用途変更後の地上面は、原則として周辺の道路面を超えないこと。
- (2) 切土による形状変更の場合は、隣接する農地の畦畔及び道路に影響を及ぼさないこと。
- (3) 当該農地に隣接する既存の用排水路の機能を維持すること。
- 2 事業主体は、当該工事を実施するに当たっては、次に掲げる行為を行うことにより、施行前、施工中及び施工後において、農地の周辺関係者の理解を得るよう努めるものとする。
 - (1) 隣接農地の所有者及び耕作者の承諾を得ること。
 - (2) 当該農地が土地改良区の区域内にあるときは、当該土地改良区の承諾を得ること。
 - (3) 当該農地において地上権及び地役権を設定している場合にあっては、その権利を有する者の承諾を得ること。
 - (4) 当該農地において所有権移転及び前号に規定する権利の仮登記を設定している場合にあっては、その権利を有する者の承諾を得ること。
- 3 現状変更に係る工事の期間は、概ね3か月以内とする。
- 4 事業主体は、当該工事の実施に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるよう努めるものとする。
- 5 事業主体は、この要綱に定めるもののほか、農地の現状変更にあたっては、法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（現状変更の届出）

- 第5条 事業主体は、農地の現状変更を行おうとするときは、事前に農地の形状変更に係る届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を農業委員会に提出しなければならない。
- 2 農業委員会は、前項の規定による届出書の提出があったときは、書類審査とともに、現地確認を行うものとする。
 - 3 農業委員会は、前項の規定による書類審査及び現地確認の結果、現状変更が適当と認める場合は、農地の現状変更に係る同意書（様式第2号。以下「同意書」という。）を事業主体に交付するものとする。
 - 4 農業委員会は、前項の規定により事業主体に対し同意書を交付した場合は、直近の農業委員会総会にその旨を報告しなければならない。
 - 5 農業委員会は、第2項の規定による書類審査及び現地確認の結果、不適当と認めた場合は、事業主体に対し、農地の現状変更に係る是正指導通知書（様式第3号）により必要な措置をとるよう指導することができる。
 - 6 前項の規定による通知を受けた事業主体は、速やかに農地の現状変更に係る是正計画書（様式第4号。以下「計画書」という。）を農業委員会に提出す

るものとする。この場合において、農業委員会は、計画書に記載された是正内容について適当と認めたときは、第3項の規定による同意書を、事業主体に対し交付するものとする。

7 前項の規定により同意書を交付した場合は、第4項の規定を準用する。

(届出の取下げ)

第6条 事業主体は、前条第1項の規定により提出した届書を取り下げる場合は、農地の現状変更に係る届出取下申出書（様式第5号）を農業委員会に提出するものとする。

(完了届)

第7条 事業主体は、現状変更に係る工事が完了したときは、農地の現状変更に係る工事完了届（様式第6号。以下「完了届」という。）を農業委員会に提出するものとする。

(現地確認及び指導)

第8条 農業委員会は、前条の規定による完了届の提出があったときは、現地確認を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による現地確認の結果、当該工事が届出内容のとおり完成したと認めるときは、農地の現状変更に係る工事完了確認書（様式第7号）を事業主体に交付するものとする。

3 農業委員会は、第1項の規定による現地確認の結果、当該工事が届出内容のとおり完成していないと認めるときは、事業主体に対しその理由の説明を求めるとともに、期限を定めて工事の是正を指導しなければならない。

4 前項の規定により是正指導を受けた事業主体が、期限までに是正しないときは、農業委員会は、事業主体から事情を聴取し、法第2条の2の規定に基づき、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するよう指導するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、農地の現状変更について必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

農地の現状変更に係る届出書

年 月 日

日吉津村農業委員長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地の現状を変更したいので、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

1 土地の表示	大字	地番	地 目		面 積	形状変更 面 積
			登記簿	現況		
	田： 筆 m ² 畑： 筆 m ² 計： 筆 m ² (m ²)					
2 形状変更の形態	☐ 形状変更 ☐ 田 ⇒ 畑 ☐ 畑 ⇒ 田 ☐ 田 ⇒ 田 ☐ 畑 ⇒ 畑 ☐ 用途変更（農業用施設）					
3 形状変更の理由						
4 工事の規模等	盛土量	m ³		切土量	m ³	
	盛土高	m		切土深	最大 m 最小 m	
	農業用施設 の概要	施設の名称及び棟数（ ）・（ 棟） 建築物の延床面積（ m ² ）				
5 周辺農地等への 被害防止措置の 概要						
6 工事期間	着手（予定）年月日		年 月 日			
	完了（予定）年月日		年 月 日			
7 事業主以外の 権原者	住所				権原の種類	
	氏名					
8 添付書類	☐ 土地の登記簿謄本 ☐ 土地の公図（写し） ☐ 位置図 ☐ 計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 隣接者同意書 ☐ 土地改良区承諾書 ☐ 切土処分地所有者承諾書 ☐ 委任状（代理人が届出する場合） ☐ その他（ ）					

様式第 2 号（第 5 条関係）

農地の現状変更に係る同意書

番 号
年 月 日

様

日吉津村農業委員会
会長

年 月 日付で提出のあった農地の現状変更に係る届出については、下記のとおり同意しますので、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 3 項の規定により同意書を交付します。

記

1 土地の表示

大字	地番	地目		面積	形状変更 面 積
		登記簿	現況		
				m ²	m ²

2 同意に係る条件

- （1）届出書及び届出書添付書類の記載事項と事実と相違があることが判明したときは、同意を取り消すことがある。
- （2）当該工事に用いる耕土及び土砂に、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する一般廃棄物、特別管理廃棄物及び産業廃棄物をいう。）が混入していないこと。
- （3）工期限内に埋立てを完了するのに必要な量の耕土及び土砂を確保のうえ、工事に当てること。
- （4）近傍土地及び住民生活等に被害を与えないこと。
- （5）当該工事が完了したときは、要綱第 7 条の規定による書類を提出すること。
- （6）当該工事に当たっては、要綱のほか、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の関係法令を遵守すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

農地の現状変更に係る是正指導通知書

番 号
年 月 日

様

日吉津村農業委員会
会長

年 月 日付で提出のあった農地の現状変更に係る届出について、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第 5 条第 5 項の規定により、下記のとおり是正指導いたします。

記

指導内容

様式第4号（第5条関係）

農地の現状変更に係る是正計画書

年 月 日

日吉津村農業委員会長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付第 号により是正指導のあった農地の現状変更について、
日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第5条第6項の規定により、下記のとおり是
正します。

記

是正内容

様式第 5 号（第 6 条関係）

農地の現状変更に係る届出取下申出書

年 月 日

様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で提出した農地の現状変更に係る届出について、下記の理由により取り下げたいので、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第 6 条の規定により申し出ます。

記

1 土地の表示

大字	地番	地目		面積	形状変更 面 積
		登記簿	現況		

2 取り下げの理由

様式第 6 号（第 7 条関係）

農地の現状変更に係る工事完了届

年 月 日

日吉津村農業委員会長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で提出した農地の現状変更に係る届出について、下記のとおり工事が完了しましたので、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

1 土地の表示

大字	地番	地目		面積	形状変更 面 積
		登記簿	現況		
				m ²	m ²

2 工事着手年月日 年 月 日

3 工事完了年月日 年 月 日

4 添付書類

工事完了写真（当該土地の全景が撮影された左右対角方向の写真） 各 1 枚

農地の現状変更に係る工事完了確認書

年 月 日

様

日吉津村農業委員会
会長

年 月 日付で提出した農地の現状変更に係る工事完了届について、下記のとおり工事が完了したことを確認しましたので、日吉津村農業委員会農地現状変更指導要綱第 8 条第 2 項の規定により、確認書を交付します。

なお、当該土地の所有者及び利用権原者は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条の 2 の規定により、農地の効率的な利用を確保に努めてください。

記

1 土地の表示

大字	地番	地目		面積	形状変更 面 積
		登記簿	現況		

2 利用状況

3 工事完了確認年月日 年 月 日